

2005年6月21日

株主各位

名古屋市中区錦三丁目14番15号  
**カゴメ株式会社**  
代表取締役社長 喜岡浩二

## 第61回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の第61回定時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項
1. 第61期(自2004年4月1日 至2005年3月31日)営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の各内容を報告いたしました。

### 決議事項

第1号議案 第61期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、株主配当金は1株につき15円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の理由は次のとおりであります。

経営改革の一環として、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することとし、これに伴い現行第27条及び第37条に所要の変更を行いました。

なお、定款の内容につきましては、後記の「定款新旧対照表」のとおりであります。

**第3号議案 取締役14名選任の件**

本件は、原案どおり取締役に喜岡浩二、石黒幸雄、成田啓至、高田卯基、平岡泰樹、高橋哲也、小嶋 厚、西 秀訓、浅野正心、石樽康利の10氏が再選され、新たに大嶽節洋、佐野泰三、羽室廣一、寺田直行の4氏が選任され、就任いたしました。

**第4号議案 監査役1名選任の件**

本件は、原案どおり監査役に田村博俊氏が再選され、就任いたしました。

**第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件**

本件は、原案どおり承認可決されました。

その内容は、取締役を退任された千葉茂春氏に対し退職慰労金を贈呈すること、並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴い取締役の喜岡浩二、石黒幸雄、成田啓至、高田卯基、平岡泰樹、高橋哲也、小嶋 厚、西 秀訓、浅野正心、石樽康利、監査役の田村博俊、川口久雄、岩崎 宏の13氏に対し、在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することであります。

これによる退任取締役に対する退職慰労金と役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給金額は、当社所定の基準に従い、取締役については総額4億4,074万5千円、監査役については総額1,490万円とすることとし、その配分、贈呈・支給の時期、方法等については、取締役は取締役会に、監査役は監査役の協議に、それぞれ一任することに決定いたしました。

**第6号議案 取締役の報酬額改定の件**

本件は、原案どおり取締役の報酬額を「月額3,500万円以内」とし、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬額は含まないものとして承認可決されました。

以上

---

**配当金のお支払いについて**

第61期配当金は、1株につき15円と決定いたしました。同封の「郵便振替支払通知書」の裏面をご高覧のうえ、お受け取りください。

また、銀行預金口座振込をご指定いただきました方には、「利益配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたのでご確認ください。

## 代表取締役の選任及び取締役の体制について

本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役及び取締役の体制につきまして次のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役	社 長	喜 岡 浩 二
代表取締役	専務執行役員	石 黒 幸 雄
取 締 役	常務執行役員	成 田 啓 至
取 締 役	常務執行役員	高 田 卯 基
取 締 役	常務執行役員	平 岡 泰 樹
取 締 役	常務執行役員	西 秀 訓
取 締 役	執 行 役 員	高 橋 哲 也
取 締 役	執 行 役 員	小 嶋 厚 心
取 締 役	執 行 役 員	浅 野 正 洋
取 締 役	執 行 役 員	大 嶽 節 三
取 締 役	執 行 役 員	佐 野 泰 一
取 締 役	執 行 役 員	羽 室 廣 行
取 締 役	執 行 役 員	寺 田 直 利
取 締 役	( 非 常 勤 )	石 樽 康 利

## 常勤監査役の選任について

本総会終了後、監査役の互選により常勤監査役が次のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

常勤監査役	田 村 博 俊
常勤監査役	川 口 久 雄

## 決算公告について

当社は、決算公告に代えて、貸借対照表及び損益計算書をホームページに掲載しております。当社のホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.kagome.co.jp/kessan/bspl/>

以 上

## 定 款 新 旧 対 照 表

(下線は変更部分であります。)

変 更 前	変 更 後
<p>(報酬額および退職慰労金)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬額および退職慰労金</u>は、それぞれ株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬額)</p> <p>第27条 取締役の報酬額は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(報酬額および退職慰労金)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬額および退職慰労金</u>は、それぞれ株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬額)</p> <p>第37条 監査役の報酬額は、株主総会の決議によって定める。</p>